

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 遙山会
- ① ■社団 (■出資持分あり)
② ■その他
③ ■基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県彦根市西今町 138 番地
- (3) 設立認可年月日 平成 11 年 7 月 30 日
- (4) 設立登記年月日 平成 11 年 8 月 20 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務

種類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人遙山会 南彦根クリニック	2510201961	滋賀県彦根市西今町 138 番地	なし

- (2) 附帯業務

種類又は事業名	実施場所	備考
障害者総合支援法に基づく外部サービス利用型共同生活援助事業 名称 すみれ	滋賀県彦根市小泉町字天王 686 番 3	
障害者総合支援法に基づく相談支援事業および地域活動支援センター事業 名称 まな	滋賀県彦根市西今町 1328 番地	

- (3) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

- ・令和 5 年 11 月 27 日 令和 5 年 9 月 30 日度決算の承認
役員任期満了につき改選
理事報酬の決定

様式 2

法人名 医療法人 遙山会

所在地 滋賀県彦根市西今町 138 番地

※医療法人整理番号

財産目録
(令和 6 年 9 月 30 日現在)

1. 資産額	241,057 千円
2. 負債額	48,699 千円
3. 純資産額	192,358 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	60,474
B 固定資産	180,583
C 資産合計 (A+B)	241,057
D 負債合計	48,699
E 純資産 (C - D)	192,358

(注) 千円未満切り捨て

土地及び建物について

土地 (■部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建物 (■法人所有)

様式 3-2

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 遙山会
所在地 滋賀県彦根市西今町 138 番地

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 9 月 30 日現在)

(単位 : 千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	60,474	I 流動負債	2,590
II 固定資産	180,583	II 固定負債	46,109
1 有形固定資産	160,116	負債合計	48,699
2 無形固定資産	731	純資産の部	
3 その他の資産	19,735	科 目	金 額
		I 基金	27,361
		II 積立金	164,997
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	192,358
資産合計	241,057	負債・純資産合計	241,057

(注) 千円未満切り捨て

様式 4-2

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 遙山会
 所在地 滋賀県彦根市西今町 138 番地

損 益 計 算 書
 (自令和 5 年 10 月 1 日 至令和 6 年 9 月 30 日)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	135,493
2 事業費用	155,721
本来業務事業損失	△20,228
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	54,334
2 事業費用	51,193
附帯業務事業利益	3,141
事 業 損 失	△17,087
II 事業外収益	3
III 事業外費用	395
経 常 損 失	△17,479
IV 特別利益	
V 特別損失	
税 引 前 当 期 純 損 失	△17,479
法 人 税 等	186
当 期 純 損 失	△17,665

(注) 千円未満四捨五入

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 遙山会
理事長 上ノ山 一寛 殿

私は、医療法人遙山会の令和5会計年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下とおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。

令和6年10月31日

医療法人 遙山会

監 事 北 村 清